

# 「第354回 判例・事例研究会」

## 財産分与に伴う明渡し請求

日 時	令和2年9月30日
場 所	湊総合法律事務所大会議室
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

### 【判例】

事件の表示	令和1年(許)16号 最高裁判所令和2年8月6日判決
概 要	<p><b>【概要】</b> 財産分与の審判において、一方当事者の所有名義の不動産で他方当事者が占有するものにつき、他方当事者に分与しない判断をした場合、その判断に沿った権利関係を実現するため必要と認めるときは、家事事件手続法154条2項4号に基づき、その明渡しを命ずることができる</p> <p><b>【事案】</b> 抗告人が、相手方に対し、離婚後、財産の分与に関する処分の審判（以下「財産分与の審判」という。）を申し立てた事案。</p> <p><b>【争点】</b> 家庭裁判所が、家事事件手続法154条2項4号に基づき、財産分与により所有者とならなかった一方配偶者に対し、その建物を明け渡すよう命ずることができるか否か。</p>

**判 旨**

**【判旨】**

●原審

本件建物の明渡しを命ずることはできない

(理由)

明渡し請求は所有権に基づくものとして民事訴訟の手續において審理判断されるべきものであるため、家庭裁判所は、家事審判の手續において明渡しを命ずることはできない。

●最高裁

破棄差戻

(判旨)

「財産分与の審判において、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めることとされている(民法768条3項)。もっとも、財産分与の審判がこれらの事項を定めるものにとどまるとすると、当事者は、財産分与の審判の内容に沿った権利関係を実現するため、審判後に改めて給付を求める訴えを提起する等の手續をとらなければならないこととなる。

・・・家庭裁判所は、財産分与の審判において、当事者双方がその協力によって得た一方当事者の所有名義の不動産であつて他方当事者が占有するものにつき、当該他方当事者に分与しないものと判断した場合、その判断に沿った権利関係を実現するため必要と認めるときは、家事事件手続法154条2項4号に基づき、当該他方当事者に対し、当該一方当事者にこれを明け渡すよう命ずることができると解するのが相当である。」

**【参考】**

**154条2項**

家庭裁判所は、次に掲げる審判において、当事者(第二号の審判にあつては、夫又は妻)に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

- 一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判
- 二 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判
- 三 婚姻費用の分担に関する処分の審判
- 四 財産の分与に関する処分の審判

以上